

検査時に提出する書類一覧表（契約約款第2条4による）

建築物の構造規模等	SRC造		RC造				S造				備考
			3階建以上 又は延面 500m ² を超える		左記以外		法6条1項 1号・3号 建物		左記以外 (4号建物)		
書類名	検査の種類		中間	完了	中間	完了	中間	完了	中間	完了	
1. 工事監理報告書 表紙	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
様式1 (共通)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
様式2 (基礎配筋)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
様式5 (鉄筋コンクリート造)	●	●	●	●	●	●					
様式6 (鉄骨造)	●	●					●	●	●	●	
様式7 (シックハウス関連)		●		●		●		●		●	使用建築材料表・施工写真等
様式8 (防火区画等)		◎		◎		◎		◎		◎	防火区画又は防煙区画されている建物
様式9 (バリアフリー関係)		◎		◎		◎		◎		◎	該当する建物
様式10 (詳細報告)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	様式1～様式9に記入しきれない場合
様式11 (各資料チェックリスト)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2. コンクリート工事施工 (計画・結果) 報告書及び 打込み表	●	●	●	●							(計画)はコンクリート工事前に配合報告書と共に提出
3. 鉄骨工事施工状況報告書	●	●						●	●		
4. 建築設備工事監理報告書		●		●		●		●		●	大阪府内の建築物 (全ての規模) 及び大阪府外の建築物 (延べ面積が500㎡を超えるもの) 該当項目のみ記載
4-1. 建築設備工事監理報告書 (簡易版)		◎		◎		◎		◎		◎	上記4. 建築設備工事監理報告書適用要件のうち、大阪府内の建築物で、戸建て住宅及び法第6条第1項第四号建物については簡易版使用可
5. 省エネ基準工事監理報告書		◎		◎		◎		◎		◎	建築物省エネ法第11条に規定する省エネ基準適合義務が必要な建築物

●印は全建物 ◎印は各項目に該当する建物 ※中間検査がない場合は完了検査時に提出すること

検査時に提出する書類一覧表（契約約款第2条4による）

建築物の構造規模等	木造軸組み				木造枠組み				左記以外		備考
	3階建以上		500㎡を超える		3階建以上		500㎡を超える				
書類名	検査の種類		中間	完了	中間	完了	中間	完了	中間	完了	
1. 工事監理報告書 表紙	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
様式1（共通）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
様式2（基礎配筋）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
様式3（木造軸組工法）	●	●	●	●					●	●	
様式4（木造枠組壁工法）					●	●	●	●	●	●	
様式7（シックハウス関連）		●		●		●		●		●	使用建築材料表・施工写真等
様式8（防火区画等）		◎		◎		◎		◎		◎	防火区画又は防煙区画されている建物
様式9（バリアフリー関係）		◎		◎		◎		◎		◎	該当する建物
様式10（詳細報告）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	様式1～様式9に記入しきれない場合
様式11（各資料チェックリスト）		●		●		●		●		●	
2. 建築設備工事監理報告書		●		●		●		●		●	大阪府内の建築物（全ての規模）及び大阪府外の建築物（延べ面積が500㎡を超えるもの）該当項目のみ記載
2-1. 建築設備工事監理報告書（簡易版）		◎		◎		◎		◎		◎	上記4. 建築設備工事監理報告書適用要件のうち、大阪府内の建築物で、戸建て住宅及び法第6条第1項第四号建物については簡易版使用可
5. 省エネ基準工事監理報告書		◎		◎		◎		◎		◎	建築物省エネ法第11条に規定する省エネ基準適合義務が必要な建築物

●印は全建物 ◎印は各項目に該当する建物 ※中間検査がない場合は完了検査時に提出すること